

足利市地域防災計画

災害応急対策編 (原子力災害)

令和6(2024)年3月

足利市防災会議

災害応急対策編（原子力災害） 目 次

<原子力災害応急対策のタイムライン>	4
第1章 原子力災害発生時の応急活動	6
第1節 災害対策本部等の設置	6
第1 市の災害対応体制	6
第2 市職員の配備体制等	7
第3 業務継続性の確保	10
第4 専門家、県等への支援の要請	10
第5 防災業務関係者の安全確保	10
第2節 情報の収集・連絡活動	12
第1 警戒事態発生情報等の連絡（EAL1）	12
第2 特定事象発生情報等の連絡（EAL2）	12
第3 応急対策活動情報の連絡	12
第3節 情報伝達・広報活動	14
第1 市民等への情報伝達活動	14
第2 市民等からの問い合わせに対する対応	14
第4節 屋内退避・避難誘導等	16
第1 避難等措置の実施主体	16
第2 屋内退避、避難等の実施	16
第3 安定ヨウ素剤の配布等	16
第4 避難所等の開設、運営	17
第5 県外からの避難者の受入	18
第6 要配慮者等への配慮	18
第5節 モニタリング活動	19
第1 緊急時通報後の連絡を受けた場合の対応	19
第2 特定事象発生の通報を受けた場合の対応	19
第3 原子力緊急事態宣言発出後の対応	19
第6節 医療救護活動等	20
第1 市民等を対象とする健康相談等の実施	20
第2 被災者を対象とする医療救護活動の実施	20
第7節 農林水産物等の安全確保	21
第1 食品等の安全性の確認	21
第2 食品等の出荷自粛要請及び解除等	21
第3 飲料水の安全対策の実施	21
第4 食品等の供給	21
第8節 児童生徒等の安全対策	22
第9節 緊急輸送活動	23
第1 実施体制	23
第2 緊急交通路の確保	23
第2章 原子力災害からの復興	24
第1節 健康対策	24
第1 市民への対応	24
第2 健康影響調査・健康相談等	24
第3 学校等における対策	24

第2節	風評被害対策	26
第1	農林水産物、工業製品等に係る対策	26
第2	観光業に係る対策	26
第3	被害者の救済	26
第3節	除染・汚染廃棄物の処理	27
第1	基本方針	27
第2	除染の実施	27
第3	放射性物質に汚染された廃棄物の処理	28
第4節	損害賠償	29
第1	事業者等への支援	29
第2	市が受けた損害に対する請求準備	29
第5節	各種制限の解除	30

<原子力災害応急対策のタイムライン>

関係機関	6時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
各部（共通）	【1.1.1/2】初動配備 【1.1.3】業務継続性の確保	【1.9.1】緊急輸送			【2.4.1】損害賠償等の支援 【2.5】各種制限解除の連絡
緊急地区隊		【1.4.4/5】避難所の開設・運営、県外避難者（要配慮者）の受入れ			
総合政策部 ※危機管理課兼務職員を含む	【1.1.1/2】初動配備、災害対策本部の設置等 【1.2.2/3】特定事象・応急対策情報の連絡 【1.3.1】市民等への情報伝達	【1.1.4】専門家等への支援要請 【1.4.1/2/4】避難措置の指示等	【1.7.1】食品等安全性の広報		【2.2.1/2】風評被害防止の広報
行政経営部		【1.9.1】緊急輸送			
健康福祉部	【1.3.1】要配慮者への情報伝達	【1.1.5】防災業務関係者の安全確保（被ばく管理） 【1.4.4/5/6】福祉避難所の開設・運営、県外避難者（要配慮者）の受入れ、要配慮者等の支援 【1.6.2】被災者の医療救護	【1.4.3】安定ヨウ素材の配布 【1.6.1】避難者等の健康相談等		【2.1.1/2/3】市民等の健康相談、調査
生活環境部	【1.3.1】外国人への情報伝達 【1.3.2】市民等の問い合わせ対応 【1.5.1/2/3】モニタリング活動	【1.1.5】防災業務関係者の安全確保（防護対策） 【1.4.6】要配慮者の支援(外国人)			【2.3.2/3】除染、汚染廃棄物の処理
産業観光部			【1.4.4】飲食物、生活必需品の供給	【1.7.2/4】食品等の出荷対策、供給	【2.1.2】食品等の安全確認 【2.2.1/2/3】風評被害対策 【2.4.1】損害賠償等支援
都市建設部					
会計課					
議会事務局					
上下水道部			【1.7.3】飲料水の安全対策		【2.1.2】飲料水の安全確認
教育委員会事務局		【1.4.4/5/6】避難所の開設・運営、県外避難者の受入れ、要配慮者の健康状態の把握、生活支援 【1.8】児童生徒等の安全対策			【2.1.3】学校等の健康対策
行政委員会事務局					
農業委員会事務局					
消防本部	【1.1.1/2】初動配備、災害対策本部の設置等	【1.1.4】専門家等への支援要請 【1.1.5】防災業務関係者の安全確保（防護対策） 【1.6.2】被災者の医療救護			
消防団					

(注) 【1.1.1】は、第1章 第1節 第1に当該対策の記載があることを示す。

関係機関	6時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
県	【1.2.1】警戒事態の連絡 【1.3.1/2】市民等への情報伝達、市民等の問い合わせ対応 【1.5.1/2/3】モニタリング	【1.4.2】避難指示等の連絡 【1.6.2】被災者の医療救護 【1.7.1】食品等安全性の安全確認 【1.8】児童生徒等の安全対策	【1.6.1】避難者等の健康相談等	【1.7.4】食品等の供給	【2.1.1/2】市民等の健康相談、調査 【2.2.1】風評被害対策 【2.3.2/3】除染、汚染廃棄物の処理 【2.4.1/2】損害賠償等支援
警察署		【1.4.2】避難誘導 【1.9.2】緊急交通路の確保			
原子力事業者 原子力防災管理者	【1.2.2/3】特定事象の連絡、応急対策情報等の連絡				【2.3.2/3】除染、汚染廃棄物の処理
防災関係機関					【2.3.2】除染の実施

(注) 【1.1.1】は、第1章 第1節 第1に当該対策の記載があることを示す。

第1章 原子力災害発生時の応急活動

第1節 災害対策本部等の設置

原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害対策本部等を設置し、国、県、防災関係機関と相互に連携し、応急対策活動を迅速かつ的確に実施する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 市の災害対応体制	総合政策部、消防本部、各部	
第2 市職員の配備体制等	総合政策部、消防本部、各部	
第3 専門家、県等への支援の要請	総合政策部、消防本部	県
第4 防災業務関係者の安全確保	生活環境部、消防本部、健康福祉部	県、防災関係機関

第1 市の災害対応体制

1 初動警戒配備

近隣県における原子力発電所等において事故等が発生した場合には、総合政策部及び消防本部が警戒にあたる。

2 災害警戒本部

次の基準に該当する場合、市長を本部長とし災害警戒本部を設置する。

- | |
|--|
| ① 原子力防災管理者又は県知事から原災法第10条第1項に定める通報があったとき
② 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、5 μ Sv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき
③ その他市長が必要と認めたとき |
|--|

* 市長が不在等の場合における本部長の職務の代行順位は次のとおり。

第1順位 副市長	第2順位：総合政策部長	第3順位：行政経営部長
----------	-------------	-------------

3 災害対策本部

次の基準に該当する場合、市長を本部長とし災害対策本部を設置する。

- | |
|---|
| ① 原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から原災法第15条第3項に定める緊急事態応急対策の指示があったとき
② 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で5 μ Sv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき（2地点以上又は10分間以上継続して検出された場合に限る）
③ 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき
④ その他市長が必要と認めたとき |
|---|

* 災害対策本部は市役所庁舎内（特別会議室）に設置する。

* 災害対策本部を設置したときは「足利市災害対策本部」を表示する。

* 災害対策本部の組織及び運営は、足利市災害対策本部条例及び資料編に定めるところによる。

* 災害対策本部を設置又は解散した場合、市（総合政策部）は県（危機管理防災局）、陸上自衛隊、気象台その他の関係機関に、県防災ネットワークシステム、電話等で、速やかに報告、連絡を行う。また、市民に対してLアラート、市ホームページ、市公式SNS、消防防災メール等で広報を行う。

* 市長が不在等の場合における本部長の職務の代行順位は次のとおり。

第1順位 副市長	第2順位：総合政策部長	第3順位：行政経営部長
----------	-------------	-------------

*次の基準に該当する場合、災害対策本部を解散する。

- | |
|--|
| ① 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき |
| ② 災害対策本部長（市長）が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき |

第2 市職員の配備体制等

災害の規模に応じた職員の体制区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

1 配備体制

配備区分	配備体制	その他
部ごとの配備体制	初動警戒配備、第1配備及び第2配備	配備体制ごとの人員等は、各部長が定める。
緊急地区隊	指定避難所等の開設状況に応じた配備	毎年度、市長が任命 緊急地区隊の配備は、災害対策本部又は災害警戒本部の本部長が決定（災害対策本部等が設置されていない場合には、総合政策部長） 具体的な配備計画等は、総合政策部長が定めるほか、指定避難所等開設時の対応は、教育次長及び健康福祉部長の指示による。
危機管理課兼務職員	災害状況に応じた配備	毎年度、市長が任命 具体的な配備計画等は、総合政策部長が定める。

*緊急地区隊又は危機管理課兼務職員に任命された職員の職務は、所属部ごとの職務に優先する。

2 配備指令

市長は、災害の状況により職員を動員し、次に示す配備体制のうち必要な体制をとる。

<原子力災害時の職員配備基準>

配備体制	本部体制	配備基準	配備要員
初動警戒配備	—	① 近隣県における原子力発電所等において事故等が発生した場合（EAL1）	○総合政策部（危機管理課・兼務職員） ○消防本部（消防長が定める職員）
第1配備	災害警戒本部	① 原子力防災管理者又は県知事から原災法第10条第1項に定める通報があったとき（EAL2） ② 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、5 μ Sv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき ③ その他市長が必要と認めたとき	○災害警戒本部構成員 ○各部の第1配備職員及び危機管理課兼務職員 *緊急地区隊（避難所の開設を要する場合）
第2配備	災害対策本部	① 原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から原災法第15条第3項に定める緊急事態応急対策の指示があったとき（EAL3） ② 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で5 μ Sv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき（2地点以上又は10分間以上継続して検出） ③ 原子力事業所の事故により放射性	○災害対策本部構成員 ○各部の第2配備職員 *各部の活動状況に応じて順次所属長の判断で参集命令 ○危機管理課兼務職員 *緊急地区隊（避難所の開設を要する場合）

		物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき ④ その他市長が必要と認めたとき	
--	--	--	--

＜原子力災害時の初動対応＞

配備体制	各部配備職員	緊急地区隊	危機管理課兼務職員
初動警戒配備	① 原子力災害発生に伴い自動参集(総合政策部・消防本部) ② 災害情報の収集、関係機関との連絡調整、市民への広報等	参集なし ただし、市(総合政策部)から送られる情報に留意	① 当番班は自動参集 ② 災害の状況により、追加参集又は交代のための参集 ③ 災害情報の収集、関係機関との連絡調整、市民への広報等
第1配備	① 災害警戒本部設置に伴う参集命令により参集 ② 災害警戒本部を設置 ③ 情報収集をはじめとする必要に応じた災害対応 ④ 各部は災害警戒本部決定事項に従うほか、地域防災計画に定める所管事務を適宜開始	① 原則自宅待機 ② 参集命令に伴い担当避難所へ参集 ③ 避難所の安全確認を行い待機 ④ 避難者が来た場合は本部に報告し受入れ ⑤ 待機を解除された場合は、所属長の指示に従う	① 参集命令により全員参集 ② 各チームの事務分掌に基づく対応のほか、災害の状況に応じた対応
第2配備	① 災害対策本部設置に伴い、各部所管事務の状況による各部長の参集命令により参集 ② 災害対策本部を設置 ③ 情報収集をはじめとする必要に応じた災害対応 ④ 各部は災害警戒本部決定事項に従うほか、地域防災計画に定める所管事務を適宜開始	① 自宅待機 ② 参集命令に伴い担当避難所へ参集 ③ 避難所の安全確認を行い待機 ④ 避難者が来た場合は本部に報告し受入れ ⑤ 待機を解除された場合は、所属長の指示に従う	① 参集命令により全員参集 ② 各チームの事務分掌に基づく対応のほか、災害の状況に応じた対応

3 各部職員の動員・配置

(1) 動員連絡

各部長は、休日や夜間等の勤務時間外にも、所属職員に対し必要な指示を行えるよう、連絡体制を整えておく。なお、連絡は、電話、メール等のうち、最も速やかに実施できる方法により行う。

各配備体制において配備する職員の編成は、動員配備計画(資料編)による。

(2) 配備報告

各部長は、職員の参集状況を随時、災害情報共有システムにより報告する。

(3) 職員の配置

各部長は、所管事務を遂行するため、次の点に留意して部内の組織編成及び職員の配置を行う。

- ① 職員の交代時期・方法
- ② 高次の配備体制への移行準備

なお、部長が不在の場合は、参集職員の中で上位の者が代行し、部長が参集したときに直ちにそれまでにとった措置を報告して職務を引き継ぐ。

各部長は、災害の状況により職員が不足する場合は、行政経営部長を通じて他の部の職員の派

遣を求める。

行政経営部長は、各部からの職員派遣協力要請に対し、職員参集状況を勘案し、各部長と協議の上、部間の職員配置を調整する。

(4) 会計年度別任用職員の配置

会計年度別任用職員は、原則、通常勤務の時間帯に参集し、参集後は所属長の指示に従い業務に従事するものとする。

(5) 職員の服務

すべての職員は、配備体制がとられた場合には、次の事項を遵守する。なお、病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者及びその他市長が認める者は動員から除外することができる。

<勤務時間内における遵守事項>

- | |
|--|
| ① 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。 |
| ② 不急の行事、会議、出張等を中止する。 |
| ③ 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。 |
| ④ 正規の勤務時間が終了しても、所属長等の指示があるまで退庁せずに待機する。 |
| ⑤ 災害現場に出動した場合は、職員証や所定の腕章、ビブスを着用するなど職員であることを明らかにする。 |
| ⑥ 職員は、市民に不安や誤解を与えないよう、言動には細心の注意をする。 |

<勤務時間外における遵守事項>

- | |
|---|
| ① 災害が発生したことを覚知したときは、動員連絡を待つことなく、自主的に所属の勤務場所へ登庁する。(警戒配備)
災害が拡大し、所属長からの参集命令があったときは、迅速に所属の勤務場所へ登庁する。
(第1配備～第2配備) |
| ② 参集が不可能な場合は、所属長にその旨を伝え、その後の指示を仰ぐ。 |
| ③ 緊急に登庁する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、活動しやすい服の着用、身分証明書、食料3食分以上、飲料水を持参するものとする。 |

4 緊急地区隊の配備

緊急地区隊の配備は、災害対策本部の本部長が決定するが、災害対策本部が設置されていない場合において、自主避難所を開設する必要がある場合には、総合政策部長が配備を決定する。詳細は、緊急地区隊編成・運用要領(資料編参照)による。

<緊急地区隊の概要>

編成	○指定避難所が所在する地域単位で、隊長・副隊長・隊員により編成 ○市長が毎年任命
主な業務	○夜間、休日等の閉庁時(災害の規模等により必要と認められる場合は、開庁時)において災害が発生した場合の初動期における指定避難所又は自主避難所の開設及び運営 ○災害の状況等に応じ、他の指定避難所の運営を支援
指揮系統	○配備決定後、緊急地区隊は指定避難所等へ参集し、教育次長の指揮下でその後の業務にあたる。 ○指定避難所等における福祉避難所の開設・運営及び高齢者・障がい者等の要配慮者に対する支援に関する事項について、健康福祉部長の指揮の下で業務にあたる。

5 危機管理課兼務職員の配備

災害対策本部事務局の中核を担う危機管理課の職員体制を強化するため、危機管理課兼務職員を配備する。

(1) 危機管理課兼務職員の事務分掌

災害対策(警戒)本部設置時には事務局として概ね次の事務にあたる。

チーム	事務分掌
総括・指揮チーム	本部長指示事項等に関する各チームへの伝達 各チームの指揮・連絡調整 各部との連絡調整 各種防災情報システムの運営
本部運営チーム	災害対策本部会議の準備や、会議結果のとりまとめ 市議会への情報提供
通報受信チーム	関係機関や市民からの電話を受信し、外部調整チーム又は通報処理チームへ繋ぐコールセンターの役割
外部調整チーム	防災関係機関との連絡調整等 市消防本部との連絡調整等 自主防災会、民生委員との連絡調整
通報処理チーム	市民からの問い合わせ等対応
広報チーム	ホームページやSNSによる防災情報の発信 記者会見等の対応

(2) 配備の決定

初動警戒配備では、別に定める当番班が対応にあたる。

第1配備以降は、全員参集し対応にあたる。

その他配備の詳細は、災害の状況等に応じて、総合政策部長が決定する。

第3 業務継続性の確保

市（各部）は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のために策定した業務継続計画（BCP）により、業務継続性の確保を図る。

第4 専門家、県等への支援の要請

1 専門家に対する支援要請

市（総合政策部）は、特定事象の発生等に伴う影響を把握するため、また、原子力災害に関する応急対策の検討及び実施のため、必要に応じて、県（危機管理防災局）を通じて栃木県原子力災害対策専門委員会などに原子力に関する専門的支援を要請する。

2 県に対する支援要請

市（総合政策部、消防本部）は、被害情報の収集、避難指示、応急救助のために緊急の支援を必要とする場合、県（危機管理防災局、各部局）に対して職員の派遣、各種対策の意思決定に資する情報の提供や助言、物資の提供や機材の貸与、施設の提供などを要請する。

第5 防災業務関係者の安全確保

市及びその他防災関係機関は、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。

1 防護対策

市（消防本部、生活環境部）は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置をとるとともに、防災関係機関に対して防災資機材の整備等必要な措置をとるよう要請する。

2 防災業務関係者の被ばく線量管理

(1) 管理基準

防災業務関係者の被ばく線量管理については、次の指標を基準とする。

なお、女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮を行う。

- ① 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で5年間につき100mS vかつ1年間につき50mS vを上限
- ② 救命救助等の場合は、実効線量で100mS vを上限

(2) 実施体制

県（危機管理防災局、その他各部局）は、市（健康福祉部）及び関係機関と緊密な連携のもと、被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得る。

第2節 情報の収集・連絡活動

原子力災害が発生した場合、防護措置等を実施するため、国や県、原子力事業者等から速やかな情報収集を行い、関係機関に対し、その情報を迅速かつ的確に伝達する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 警戒事態発生情報等の連絡（EAL1）	総合政策部、消防本部	県
第2 特定事象発生情報等の連絡（EAL2）	総合政策部	原子力防災管理者
第3 応急対策活動情報の連絡	総合政策部	原子力事業者

第1 警戒事態発生情報等の連絡（EAL1）

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集に努める必要がある。このため、県では原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等に基づき、原子力事業者から連絡通報を受けるとともに、国、近隣県等に対し情報収集活動を実施し、必要に応じて市・消防等関係機関への通報や県民等への周知を行う。

市は、総合政策部及び消防本部が警戒にあたる。

第2 特定事象発生情報等の連絡（EAL2）

原子力発電所の原子力防災管理者は、原災法第10条に規定する特定事象を発見し又は発見の通報を受けた場合、防災業務計画に基づき、直ちに原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部（局）、原子力防災専門官等に、文書をファクシミリで送付することとされている。

市（総合政策部）は、近隣県で特定事象が発生し、県が原子力事業者から緊急時における連絡通報を受けた場合、県（危機管理防災局）等に対し情報の提供を求め又は必要に応じて職員の派遣を求め等、情報収集活動を実施し、事故の状況、その他市内への影響の把握に努める。

第3 応急対策活動情報の連絡

1 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡（EAL2）

原子力事業者は、原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部（局）、原子力防災専門官等に、次の事項について、定期的に文書により連絡をすることとされている。

- ① 施設の状況
- ② 原子力事業所の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況
- ③ 被害の状況等

市（総合政策部）は、県（危機管理防災局）が国や近隣県、原子力事業者等から入手した情報を収集するとともに、関係機関との連携を密にしてその後の対応に備える。

2 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡（EAL3）

（1）要員の確保

市（総合政策部）は、原子力発電所の事故により放射性物質が広範囲に拡散し、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

(2) 情報の収集等

市（総合政策部）は、県（危機管理防災局、その他各部局）から、原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況等必要な情報を収集し、併せて、国、県、近隣県等の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、市が行う応急対策に活用する。

第3節 情報伝達・広報活動

市民等に対する情報伝達、広報を迅速かつ的確に行う。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 市民等への情報伝達活動	総合政策部、健康福祉部、生活環境部	国、県
第2 市民等からの問い合わせに対する対応	生活環境部	県

第1 市民等への情報伝達活動

1 市民等に対する情報伝達

市（総合政策部）は、早い段階から原子力災害に関する情報を広く迅速に市民に向けて提供し、市内における原子力災害に伴う混乱を未然に防ぎ又はその軽減に努める。

2 情報伝達の内容等

（1）情報伝達に当たっての留意事項

ア 適切な内容等による情報伝達

市（総合政策部）は、市民等のニーズを迅速に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、市が講じている対策に関する情報、交通規制等、原子力災害に対する不安の解消や市民生活の混乱の防止に役立つ事項について、きめ細やかに情報を国、県等と連携しながら伝える。また、情報の一元化を図り、定期的な情報提供に努める。

（ア）情報伝達内容

- ① 事故・災害等の概況
- ② 災害応急対策の実施状況
- ③ 不安解消のための市民に対する呼びかけ

（イ）広報内容及び広報時期の確認

- ① 十分に内容を確認した情報の公表及び広報活動
- ② 発表内容や時期については、国の原子力災害現地対策本部、原子力事業者、指定行政機関及び公共機関等と相互に連絡を取り合い実施

イ 理解し易い情報伝達

市（総合政策部）は、市民への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備することにより、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じ伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。

（2）要配慮者への配慮

市（総合政策部、健康福祉部、生活環境部）は、市民等への情報伝達に当たっては、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の情報伝達において困難が予想される要配慮者に配慮する。

（3）誤情報の拡散への対処

市（総合政策部）は、公式見解をいち早く発表し、誤情報の拡散抑制に努める。

第2 市民等からの問い合わせに対する対応

1 相談窓口の設置

市（生活環境部）は市（総合政策部）と連携し、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせ

に対応する専用電話を備えた窓口を開設し、必要な人員を配置する。

第4節 屋内退避・避難誘導等

市及び県は、原災法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示等に基づき、屋内退避又は避難等の措置を講じる。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 避難等措置の実施主体	総合政策部	県、警察、防災関係機関
第2 屋内退避、避難等の実施	総合政策部	県、警察
第3 安定ヨウ素剤の配布等	健康福祉部	国、県、防災関係機関
第4 避難所等の開設、運営	総合政策部、健康福祉部、産業観光部、教育委員会、緊急地区隊	
第5 県外からの避難者の受入	健康福祉部、教育委員会、緊急地区隊	
第6 要配慮者等への配慮	健康福祉部、生活環境部、教育委員会	

第1 避難等措置の実施主体

市民の避難等の措置を講じるに当たっては、県、警察、自衛隊等防災関係機関の応援・協力のもと実施する。

市（総合政策部）は、国又は県から避難等の防護対策の指示があった場合、市民が動揺・混乱しないよう、速やかに指示する。

第2 屋内退避、避難等の実施

1 市民等に対する周知

原災法第15条第3項に定める原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）からの避難のための立退き又は屋内退避等の指示が近隣県等にあった場合、市（総合政策部）は県と連携し、市民に対して情報提供を行うとともに、必要に応じて屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

なお、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の情報伝達に困難が予想される要配慮者に対する周知方法については、関係部局と連携し、特段の配慮を行う。

2 避難誘導等

- (1) 県（危機管理防災局）は、EAL又はOILに基づく原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の指示、その他市民の安全確保のために必要と認めた場合、市（総合政策部）に対し、市民に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示の連絡等必要な緊急事態応急対策を実施する。
- (2) 市（総合政策部）は、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の指示又は県からの指示に基づいて、市民等に対する屋内退避又は避難指示を行う。
- (3) 市（総合政策部）は、県（危機管理防災局）及び県警察等と協力し、避難状況等を的確に把握する。

第3 安定ヨウ素剤の配布等

市（健康福祉部）は、国が備蓄する安定ヨウ素剤の配布について、県（危機管理防災局、保健福祉部）、国及び関係機関と連携して対応する。

第4 避難所等の開設、運営

1 避難所の開設

市（総合政策部、教育委員会、健康福祉部、緊急地区隊）は、国、県からの指示により必要に応じ避難所及び福祉避難所を開設し、市民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

2 避難所の管理・運営

市（教育委員会事務局、健康福祉部、緊急地区隊）は避難所の運営にあたっては、以下の点に留意する。また、「足利市避難所開設・運営マニュアル」を参照して行う。

なお、資機材等の不足に際しては、市（総合政策部）との連携の下、災害時応援協定等を活用して対応する。

（1）住民等との連携

避難所における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、衛生管理（清掃等）について円滑に実施するため、医師等専門家、ボランティア、避難者、地域住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

（2）男女共同参画による運営

運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

（3）多様な情報伝達への配慮

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際には確実に被災者に伝達できるよう活用する媒体に配慮する。

外国人の避難者に対する支援は、市（生活環境部）、足利市国際交流協会等との連携のもとに行う。

（4）衛生環境の確保

衛生状態を常に良好に保つとともに、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底することとし、避難所内の十分な換気に努める。また、必要に応じ、仮設トイレ等を早期に設置するとともに、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等の必要な措置を講じる。

（5）健康対策

避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設け、総合相談体制の整備に努める。また、時季を考慮し、熱中症対策、防寒対策を行う。

食料に関する配慮として、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

（6）安全安心な避難所運営

警察署と連携し、防犯巡回活動を行う。

また、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者からの申し出があった場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。

（7）情報収集伝達手段の確保

必要に応じ、通信事業者の協力を得て、非常用電話やインターネット等の通信施設を設置する。

（8）ペットのためのスペース

避難者が滞在する居室以外の場所に、ペットのためのスペースを確保するよう努める。

3 飲食物、生活必需品等の供給

市（産業観光部）は、避難所等の市民のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足す

ると認めた場合は、県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。

第5 県外からの避難者の受入

1 避難所の設置

原子力発電所事故が発生した場合、その影響が広範囲に及ぶため、近隣県から本市に避難することが予想される。

また、東海第二発電所で原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における県外広域避難について、UPZ内にある茨城県水戸市と本市の間で協定が締結されている。

市（教育委員会、健康福祉部、緊急地区隊）は、それぞれの指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を避難所として提供するとともに、避難所の開設等を行う。

第6 要配慮者等への配慮

市（健康福祉部、生活環境部、教育委員会）は、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の要配慮者及びペット同伴者に十分配慮する。特に、要配慮者の避難所での健康状態の把握等に努める。

また、要配慮者の避難所生活におけるニーズを適切に把握し、円滑な生活支援を行う。

第5節 モニタリング活動

緊急時において県と連携しながら、原子力発電所等からの放射性物質等の影響の有無又はその大きさを迅速に把握する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 緊急時通報後の連絡を受けた場合の対応	生活環境部	県
第2 特定事象発生 of 通報を受けた場合の対応	生活環境部	県
第3 原子力緊急事態宣言発出後の対応	生活環境部	県

第1 緊急時通報後の連絡を受けた場合の対応

県（環境森林部）は、県内における影響を把握するため、モニタリングポストの監視を強化し、市と連絡を密にしながら、情報の交換、結果の取りまとめを行い、県民に対して広く公表する。

市（生活環境部）は、県のモニタリング活動に協力する。

第2 特定事象発生 of 通報を受けた場合の対応

県（環境森林部、危機管理防災局）は、県内における影響を把握するため、平常時のモニタリングを強化し、その結果をとりまとめるとともに、関係市町等に必要に応じ連絡する。

市（生活環境部）は、県からのモニタリング結果を踏まえ、緊急時環境放射線モニタリングの実施を準備する。

第3 原子力緊急事態宣言発出後の対応

県（環境森林部、危機管理防災局）は、県内における放射性物質又は放射線に関する情報を得るため、モニタリング計画に基づき、環境モニタリング等を行う。実施後は関係機関からの情報を含め、結果をとりまとめるとともに、必要に応じて市町、関係機関等に連絡する。

市（生活環境部）は、連絡された環境モニタリング結果等について、必要に応じて関係機関等と情報共有する。

第6節 医療救護活動等

災害時において、市民等に対し健康相談や医療活動等を実施し、心身の健康を確保する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 市民等を対象とする健康相談等の実施	健康福祉部	国、県
第2 被災者を対象とする医療救護活動の実施	健康福祉部、消防本部	県、搬送機関

第1 市民等を対象とする健康相談等の実施

1 避難者等に対する健康相談等の実施

県（保健福祉部）は、市（健康福祉部）や国等と連携し、避難所、救護所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）を実施する。また、必要に応じて、放射性物質による表面汚染に関する検査（放射線サーベイ検査）を実施する。

2 相談窓口の設置

県（保健福祉部）及び市（健康福祉部）は、健康福祉センター等に市民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置する。また、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談を実施する。

第2 被災者を対象とする医療救護活動の実施

県（県民生活部、保健福祉部）及び市（消防本部、健康福祉部）は、必要に応じて主要な避難経路上に医療救護所を設け、被災者等の汚染検査、簡易な除染、医療救護及び健康管理等の所要の措置を行う。

また、医療救護所で対応できない場合は、搬送機関と連携して医療機関等へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察署に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

第7節 農林水産物等の安全確保

放射性物質モニタリング検査を実施し、放射性物質濃度が国の定める基準を超えた場合は、生産者等に対して出荷自粛を要請するとともに、市民に対して広く周知する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 食品等の安全性の確認	総合政策部	県
第2 食品等の出荷自粛要請及び解除等	産業観光部	県、国
第3 飲料水の安全対策の実施	上下水道部	県
第4 食品等の供給	産業観光部	県

第1 食品等の安全性の確認

原子力災害が発生した場合、国が主体となって実施する緊急時モニタリング結果や県の環境放射線モニタリングの結果等の情報を集約する原子力規制委員会が、飲食物中の放射性物質濃度の測定を行うべき地域や当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について、原子力災害対策本部を通じて、市に伝達する。

県（環境森林部、保健福祉部、産業労働観光部、農政部）は、国のガイドラインに基づき策定する放射性物質検査計画等により、地域における飲食物中の放射性物質濃度の測定を実施するとともに、OILに基づく飲食物摂取制限を行い、市（総合政策部）と協力して住民等へ周知する。なお、緊急時の暫定規制数値等が設定された場合は、その基準等に基づき対応する。

第2 食品等の出荷自粛要請及び解除等

モニタリング検査等の結果、国が定める基準値等を超過し、県（環境森林部、保健福祉部、農政部）から要請があった場合、市（産業観光部）は生産者等へ出荷自粛を要請するとともに、市ホームページへの掲載など、様々な手段で市民に広く周知する。

また、国から県を通じて出荷制限の指示があった場合、市（産業観光部）は速やかに関係事業者に要請するとともに、市民に対し広く周知する。

第3 飲料水の安全対策の実施

モニタリングの結果に基づき、国が定める摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められ、水道水及び飲料水の摂取制限等必要な措置をとるよう県から要請があった場合、市（上下水道部）は、飲料水の摂取制限を行うとともに、市民に周知する。

また、水道水の安全対策のため、事故の状況を直ちに把握するとともに必要な措置を行う。実施に当たっては、厚生労働省から示される水道水中の放射性物質に関する指標等に留意する。

第4 食品等の供給

食品等の摂取制限等を行う場合、市（産業観光部）は県と協力し、制限により食品等が得られない市民へ必要な食品等を供給する。

第8節 児童生徒等の安全対策

学校等は、原子力災害が発生した場合に、児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
—	健康福祉部、教育委員会	保育所・学校等、国、県

保育所・学校等は、原子力災害が発生した場合に、適切な情報に基づき、屋内退避等を行うことにより児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

市（健康福祉部、教育委員会）は、県（経営管理部、保健福祉部、教育委員会事務局）や国と連携して、保育所・学校等に対し、生活上の留意点など、原子力災害に関する情報を提供する。さらに、児童生徒等や保護者からの放射線や健康への影響に関する相談に応じることができるよう体制を整備する。

第9節 緊急輸送活動

市は、県警察や関係機関と連携して緊急輸送の円滑な実施を確保するとともに、必要に応じて、迅速・円滑に輸送を行うための交通規制等の措置を行う。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 実施体制	総合政策部、行政経営部、各部	
第2 緊急交通路の確保		警察署

第1 実施体制

1 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- ① 医療・救護活動に要する人員及び物資
- ② 避難行動要支援者を中心とした避難者等
- ③ コンクリート屋内退避所や避難所を維持・管理するために必要な人員及び物資
- ④ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ⑤ その他緊急に輸送を必要とするもの

2 緊急輸送体制の確立

(1) 円滑な緊急輸送体制の構築

市（総合政策部）は、各部及び関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。

(2) 人員・車両の確保

市（行政経営部）は、人員、車両に不足が生じたときは、関係機関、災害時応援協定締結団体等及び公共交通運行事業者等に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町や県に支援を要請する。

第2 緊急交通路の確保

1 交通確保の基本方針

県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行う。

2 緊急交通路の確保

(1) 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報、交通管理用カメラ等のあらゆる手段を講じ、通行可能な道路や交通状況を迅速かつ的確に把握する。

(2) 原子力緊急事態宣言の通報直後の交通規制

県警察は、広域交通管制を実施し、速やかに区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するなどして、緊急交通路の確保にあたる。

(3) 交通規制の周知徹底

交通規制を実施するときは、直ちに通行禁止等に係わる区域又は道路の区間その他必要な事項について、市民、運転者等に周知徹底を図る。

第2章 原子力災害からの復興

第1節 健康対策

市民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するとともに、必要に応じて、健康影響に関する調査を実施し、市民等の不安を払拭する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 市民への対応	健康福祉部	県
第2 健康影響調査・健康相談等	健康福祉部、産業観光部、上下水道部	県、国、医療機関等
第3 学校等における対策	健康福祉部、教育委員会	学校等

第1 市民への対応

市（健康福祉部）は、県（保健福祉部）と協力し、市民等の不安を払拭するため、市民に対する心のケアを含む健康相談を実施する。

第2 健康影響調査・健康相談等

1 調査の検討

市（健康福祉部）は県（保健福祉部）と協力し、必要に応じて防護対策を講じた地域の住民等を対象とする健康影響に関する調査を実施する。

実施に当たっては、緊急時医療や放射線の人体への影響に詳しい専門家等による県の検討会等の意見を聴いて、健康影響調査の必要性等について検討する。

県の検討会等では、メンタルヘルスやリスクコミュニケーションなど、身体的影響調査以外に、心のケアに関する調査、情報提供のあり方等についても検討する。

2 調査の実施

県の検討会等において、健康影響調査の必要性が認められた場合には、調査の対象、内容、方法等について具体的な検討を加え、速やかに県や医療機関をはじめ関係機関等と協力して実施する。

3 メンタルヘルス対策

市（健康福祉部）は、県（保健福祉部）、国、医療機関をはじめ、関係機関等と連携し、市民のメンタルヘルス対策として、心のケアに関する電話相談の実施など、市民からの問合せに対応できる体制を整備する。

防災業務関係者も心のケア対応を受ける対象者となりうるため、市民等に対し配慮しながら、防災業務関係者への対応にも十分に留意する。

4 飲料水・食品の安全確認

市（上下水道部、産業観光部）は、防護対策を実施すべき区域の指定及び飲食物等の摂取制限に関する措置を解除した後においても、必要に応じて、飲料水及び食品の放射性物質検査を実施し、その安全性を確認する。

第3 学校等における対策

市（健康福祉部、教育委員会）は、保育所・学校等における健康対策について、子どもは放射線の影響を比較的受けやすいこと、精神的にも成長過程にあること等の特性を考慮して対策を実施する。

1 健康調査

健康調査を実施するに当たり、原子力災害による児童生徒等の心身の健康への影響を把握するため、教職員等による健康観察を行う。特に児童生徒等については、災害で受けた心の影響は、長期化することや数ヵ月後に突然現れることもあるので、長期的に観察をする。

2 心のケア

原子力災害の経過に伴い、児童生徒等の健康問題解決のために、教職員等による組織的かつ迅速・適切な対応が不可欠であるため、市（健康福祉部、教育委員会）は、保育所・学校等において心のケアに関する体制を整備し、児童生徒等の対応にあたる。

3 その他

（1）園庭・校庭等における放射線量の継続的計測

原子力災害が収束しても、放出された放射性物質が地表上に蓄積し、児童生徒等の屋外活動の妨げとなるおそれがあるため、市（健康福祉部、教育委員会）は、園庭や校庭など児童生徒等が活動する場所について放射線量の継続的計測を行う。

（2）給食等の放射性物質測定

市（健康福祉部、教育委員会）は、児童生徒等や保護者の不安を払拭するため、必要に応じて学校給食等について放射性物質の測定を実施し、目に見える形での情報提供に努める。

第2節 風評被害対策

農林水産物、工業製品等の適正な流通の促進及び観光客の減少防止のための広報活動を実施する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 農林水産物、工業製品等に係る対策	総合政策部、産業観光部	県
第2 観光業に係る対策	総合政策部、産業観光部	
第3 被害者の救済	産業観光部	

第1 農林水産物、工業製品等に係る対策

1 基本方針

(1) 農林水産物

市（産業観光部）は、農林水産物について風評被害を最小限にとどめるため、放射性物質モニタリング検査結果を踏まえ、安全性を積極的にPRしていく。

(2) 工業製品等

市（産業観光部）は、工業製品や加工食品等について、速やかな放射性物質の測定による安全確認を積極的に支援する。

2 具体的方法

市（総合政策部、産業観光部）は、農林水産物等の流通促進のため、速やかに、広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等様々な広報媒体を積極的に活用し、安全性に関する明確で、わかりやすい情報を市内外に対して積極的に発信する。

また、県（環境森林部、産業労働観光部、農政部）と連携して風評被害の払拭に向けて各種施策に取り組む。

第2 観光業に係る対策

1 情報の発信

市（総合政策部、産業観光部）は、放射性物質に関するデータを迅速かつ正確に収集し、安全性を確認できた場合には、安全宣言を行うことに加え、報道発表や市のホームページ等、様々な広報媒体を用い、安全性に関する明確でわかりやすい情報を市内外に対して積極的に発信する。

2 観光客等への説明

市（産業観光部）は、本市を訪れている外国人を含む観光客等に対し、安全性に関する明確でわかりやすい説明を行うことにより、当該観光客等から本市が安全であることを発信してもらうよう努める。

第3 被害者の救済

風評被害が実際に生じたと考えられる場合、市（産業観光部）は、事故と被害との因果関係を含む風評被害の詳細な状況を把握し、損害を受けた被害者の救済が図られるよう努める。

また、安全性のPRや誘客促進に係るキャンペーンなどのイベントの実施による風評被害解消に向けた取組に加え、生産者や観光業者に対し、風評被害等に対する損害賠償に係る手続きを周知し、支援する。

第3節 除染・汚染廃棄物の処理

国が示す方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 基本方針	生活環境部	県、国、原子力事業者、防災関係機関
第2 除染の実施	生活環境部	県、原子力事業者、防災関係機関、市民
第3 放射性物質に汚染された廃棄物の処理	総合政策部、生活環境部	県、排出事業者

第1 基本方針

市（生活環境部）及び県は、放射性物質に汚染された廃棄物の処理及び除染作業について、国の施策に協力し、国、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、必要な対策を実施する。

第2 除染の実施

市（生活環境部）、県（環境森林部、危機管理防災局、その他各部局）、その他防災関係機関及び市民は、避難のための立退きの指示があった地域以外に関する除染に当たっては、主に市町村における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携の上、以下のとおり実施する。

なお、必要に応じ、原子力事業者に対し、除染等に必要な防災資機材の貸与、要員の派遣を要請する。

（1）優先順位付けに基づく除染作業

土壌、工作物、道路、河川、湖沼、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育園・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等妊産婦や子ども等に十分配慮する。

（2）適切な方法による除染作業

比較的高い濃度で汚染された場所を特定し、汚染の特徴に応じ、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉の除去等、適切な方法で効果的に行う。水を用いて洗浄を行う場合は、水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質を可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。

（3）除去土壌と除染廃棄物等の適切な区分

土壌等の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等除去土壌等の発生抑制に配慮し、除去土壌等は、その他の物と混合するおそれのないよう区分するとともに、可能な限り除去土壌と除染廃棄物を区分する。

（4）除去土壌等の処分等

除去土壌については、国が示す考え方にに基づき、周辺住民及び作業者の追加的な被ばく線量を考慮し、収集、運搬、保管及び処分を適切に行う。

なお、保管場所及び処分先の確保の観点から、必要に応じて、保管又は処分の際に減容化や再生利用を図る。

除染廃棄物については、本節第3の記載するところにより適切に処理を行う。

（参考）「福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」（平成23年6月3日原子力安全委員会）なお、当通知の廃棄物について

は、除去土壌を含む。

① 処理に伴って周辺住民の受ける線量が1 mSv/年を超えないようにする。

② 処理を行う作業者が受ける線量が可能な限り1 mSv/年を超えないことが望ましい。比較的高い放射能能度の物を取り扱う工程では、電離放射線障害防止規則を遵守する等により、適切に作業者の受ける放射線の量の管理を行う。

③ 処分施設の管理期間終了以降、周辺住民の受ける線量が10μSv/年以下とする。

(5) 周辺環境への配慮

飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

(参考) 除染関係ガイドライン (平成25年5月第2版、平成26年12月追補環境省)

第3 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

1 国が処理する廃棄物

市(生活環境部)、県(環境森林部、その他各部局)、排出事業者等は、国の責任において処理することとされる廃棄物(放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kgを超える放射性物質を含む廃棄物(指定廃棄物))を国に引き渡すまでの間、適切に保管する。また、早期の処理を図るため、市民の不安解消、理解促進等に向けた取組を行う。

2 市及び排出事業者が処理する廃棄物

市(生活環境部)、県(環境森林部、その他各部局)、排出事業者等は、自らの責任において処理することとされる廃棄物(放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kg以下の放射性物質を含む廃棄物)の収集、運搬、保管及び処分を適切に行うとともに、「廃棄物関係ガイドライン」(事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン、環境省)に基づき、飛散・流出防止の措置、モニタリングの実施、廃棄物の量、運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

また、県(環境森林部)に対し、専門的な知見等に関する情報提供等を要請する。

3 その他

市(生活環境部、総合政策部)及び県(環境森林部、危機管理防災局、その他各部局)は、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林水産物等を含め放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全性について、市民等へ周知徹底する。

市(生活環境部)及び県(環境森林部、危機管理防災局、その他各部局)は、国に対し、放射性物質に汚染された廃棄物の保管場所や処分を行う施設を確保するよう要請するものとする。

第4節 損害賠償

損害賠償を請求するために必要な情報提供等の支援をするとともに、必要に応じて、市が受けた損害について請求するための体制を整備する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 事業者等への支援	産業観光部、各部	県
第2 市が受けた損害に対する請求準備	総合政策部、各部	県

第1 事業者等への支援

1 損害状況等の情報収集

(1) 国や原子力事業者等からの情報収集

賠償金の支払いについて、原子力損害賠償紛争審査会が策定する指針に基づき、原子力事業者が賠償金等の支払いを行うこととなるが、市（産業観光部）は、県（環境森林部、産業労働観光部、農政部）と連携し、賠償内容や手続きについて、国や原子力事業者等からの情報収集を積極的に行い、その内容を周知する。

(2) 市内事業者等に係る損害情報の収集

市（産業観光部）は、原子力災害により、市内事業者等に出荷制限や風評被害などの被害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、関係する分野ごとに損害情報の収集に努める。

(3) 適切な支援策の検討

市（産業観光部）は、市内の損害状況を正確に把握し、損害賠償に関する制度や手続き等の内容を踏まえた上で、個々の分野においてどのような支援が必要とされているかを判断し、適切に対応する。

2 損害賠償請求に係る事業者等への周知

原子力災害により市内の事業者等に損害が発生した場合、事業者が正当な賠償を受けるため、市（産業観光部）は次のとおり県に協力する。

- ① 市のホームページを通じた原子力損害賠償請求に係る制度の周知
- ② 制度や手続き等、業種や業界団体別の説明会の開催の案内、周知
- ③ 関係出先機関等における県の相談窓口の案内、周知

第2 市が受けた損害に対する請求準備

市（総合政策部、各部）及び県（危機管理防災局、その他各部局）は、東京電力福島第一原子力発電所事故において原子力事業者に対し請求した経費を参考に、原子力災害において支出した様々な経費について請求の可否を検討するなど、迅速かつ正当な損害賠償の請求が行えるよう体制整備に努める。

第5節 各種制限の解除

国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等の措置が解除された場合、市と関係機関が連携して必要な措置を行う。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
—	各部	県

緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取の注意喚起・出荷制限等の各種制限措置について、県から解除の指示を受けた場合、市（各部）は関係機関、事業者等に連絡するとともに、解除の実施状況を確認する。